

# 公 告

分任契約担当官  
陸上自衛隊山口駐屯地  
第322会計隊長 平木 博貴

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

## 1 入札事項

契約実施計画番号	調 達 要 求 番 号	物 品 番 号	仕 様 書 番 号				
5QF911101500	579N1A10076 0001						
品名 または 件名							
プレハブレンタル							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり（設置含む）							
使 用 器 材 名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	ST						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
陸上自衛隊 山口駐屯地				第17普通科連隊 第3科			
搬入場所				納 期 ま た は 工 期			
第17普通科連隊 第3科				令和8年3月31日（火）			

## 2 競争参加資格

次のいずれかであること  
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること  
ただし、細部は注意事項による。

## 3 契約条項を示す場所

入札資料等は、第322会計隊契約班窓口において配布する。

## 4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない  
入札日時場所：令和8年1月20日（火）10時00分 第322会計隊入札室

## 5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

## 6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

## 7 注意事項

別紙のとおり

1 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各項目のすべての条件を満たす者

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) **令和07・08・09年度**競争参加資格（全省庁統一資格）「**役務の提供等**」**D等級以上**格付けされ**中国地域**の競争参加資格を有する者。
- (4) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
- (5) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
- (6) 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
- (7) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
- (8) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (9) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

2 適用する契約条項

駐屯地用標準契約書の「貸借契約条項」、「談合等の不正行為に関する特約条項」及び「暴力団排除に関する特約条項」とする。

3 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金：免除
- (3) 違 約 金：落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

4 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするため、入札者は消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘わらず入札書には、見積もった金額の110分の100を記載すること。

5 入札の無効

- (1) 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格を有しない者のした入札
- (2) 入札に関する条項に違反した入札
- (3) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札

6 契約書の作成

契約書を作成する。  
契約書の記載要領の細部については、落札決定後落札者に説明する。

7 落札の決定方式

**総品目総額**

総額が予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込をした者を落札者とする。なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

8 その他

- (1) **郵便**による入札については、**令和8年1月19日（月）17時00分**到着分までを有効とします。なお、事前に郵便入札の申し出を第322会計隊契約班まで行くとともに到着の確認を必ずお願いします。  
また入札金額が同額による場合は当該入札に関係の無い職員により抽選を実施し、再度の入札となった場合は別途連絡します。
- (2) 電報・電話等による入札は認めません。
- (3) 入札に参加する者は、**開札前までに資格決定通知書の写し**を提出してください。（FAX可）
- (4) 代金の支払時期については官側が請求書を受領した日から30日以内とすることを承諾し、入札書の提出をお願いします。
- (5) 代表者以外での入札については、入札までに委任状を提出してください。
- (6) **市価調査等依頼**の場合はご協力をお願いします。（**締切日：令和8年1月12日（金）17：00まで**）（※内訳の提出をお願いします。）
- (7) 入札及び契約に関する詳細は、陸上自衛隊山口駐屯地 第322会計隊 契約班窓口にて閲覧してください。
- (8) 入札及び契約事項に関する問い合わせ先  
〒753-8503 山口県山口市上宇野令784 陸上自衛隊山口駐屯地 第322会計隊 契約班 担当：泰井（たいい）  
TEL 083-922-2281内線(342) FAX 083-922-2286（直通）  
E-mail: ma322fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp
- (9) 仕様書に関する問い合わせ先  
〒753-8503 山口県山口市上宇野令784 陸上自衛隊山口駐屯地 第17普通科連帯 第3科 担当：原  
TEL 083-922-2281内線(321)

**※令和7年12月26日～令和8年1月12日の間は担当者不在となっておりますのでご了承ください。**

本公告は、陸上自衛隊山口駐屯地 第322会計隊  
陸上自衛隊中部方面隊ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>に掲示している。



仕 様 書

- 1 役務件名 プレハブレントル（設置含む）
- 2 役務場所 山口県山口市上宇野令784 陸上自衛隊山口駐屯地
- 3 役務期間 契約締結日～令和8年3月31日
- (1) プレハブ設置 契約日から令和8年3月13日までの間に設置する。（電気工事及び完了検査を含む。）
- 今年度借上仮契約は、令和8年3月14日～令和8年3月31日までとする。
- \*設置作業期間は、借上契約期間に含まれない。
- (2) 借上期間 令和8年3月14日から令和8年3月31日までの借上契約を実施する。
- （借上継続契約：令和8年4月1日～令和8年9月25日の借上契約を実施する。借上期間終了後、令和8年10月10日までに設置したプレハブの解体・撤収を実施する。（電気設備撤去工事含む。））
- \*解体所要日は、借上契約期間に含まれない。
- 4 役務目的 隊員（100名程度）が教室として使用するもの。
- 5 規模の概要
- (1) プレハブ本体
- ア 面積 190㎡～200㎡未満（平屋建：基準5.6m×3.5m）天井高2.1m以上
- イ 面積 120㎡～130㎡未満（平屋建：基準5.6m×2.3m）天井高2.1m以上
- ウ 内装材（天井、壁、床）等
- （ア）建築基準法に適合する材質を使用するものとする。
- （イ）窓、全箇所にブラインドを取り付けるものとする。
- （ウ）出入口（引き違い）は4箇所設けるものとする。
- （エ）床及び階段の材質は、木材の使用しないものとする。（劣化が激しいため）
- (2) 基礎
- ア 布基礎を基準とし、建築基準法に適合する強度を有するものとする。
- イ 発生土については、周辺に仮置きし、基礎撤去後の埋め戻し用として使用するものとする。
- なお、埋め戻しの際には敷地整備（敷き均し・転圧）を行うものとする。

- (3) 電気設備
- ア 照明 天井直付とし机面で750LX程度の照度を有するものとする。
- イ 照明スイッチ 出入口付近に4箇所設置するものとする。
- ウ コンセント 8箇所に設置するものとする。
- エ 電源供給 駐屯地構内の既設電気設備より引き引き込み又は発電機（配電盤、接続ケーブル含む）据付のいずれでもよいものとする。
- 発電機は低騒音型とし負荷に対して余裕のあるものとする。また、使用期間中の燃料は、部隊側が負担するものとし満タン受け満タン返しとする。
- (4) 機械設備
- ア 空調機は、夏季において室内温度が28℃以下の設定が可能な能力を有するものとし、設置台数については6台とする。
- イ 換気扇については、プレハブ製造メーカーの仕様による。
- 6 一般事項
- (1) 本役務は、本仕様書及びプレハブメーカーの仕様に基づき実施するものとする。
- (2) 請負者は役務内容について、疑義を生じた場合は速やかに部隊担当者に報告し、契約担当官及び部隊担当者と協議し、その指示に従うものとする。
- (3) 請負者は、本役務実施中に部隊の施設に損害を与えるおそれがある場合、養生を行うものとし、損害を与えた場合は賠償しなければならない。
- (4) 自衛隊施設からの電気・給水は原則として使用させないものとする。ただし、やむを得ず使用する場合は部隊担当者に申し出て許可を受け、メーター等を設置し部隊側算定に基づき有償とする。
- (5) 作業時間は、0815から1700とし、時間外及び休日は作業を行ってはならない。ただし、緊急を要する場合は、部隊担当者に申し出て許可を得ること。

役務件名	プレハブレントル（設置含む）		
図面名称	仕様書	図面番号	1 / 6
所 属	陸上自衛隊山口駐屯地	作成年月日	7. 9. 22

(6) 請負者は作業場所及び指定箇所以外にみだりに立ち入ってはならない。また、喫煙は定位置で行う等、風紀を保つものとする。

(7) 作業写真は、着手前・作業中・完了後・材料及び監督官の指示する場所を撮影するものとし、作業完了後速やかにサービス版で工事用アルバムに整理し提出するものとする。

(8) 作業終了後、速やかに作業場所の清掃・後片づけを行い部隊担当者の点検を受けるものとする。

#### 7 特記仕様

(1) 請負者は、着工に先立ち建築基準法に基づく計画通知（図面及び計算書等）を作成・提出（手数料含む）するものとする。ただし、本役務については、仮設建物設置許可申請は行わないものとする。また、プレハブ撤去（基礎含む）に伴う手続き書類について同様とする。

(2) 消防法に基づく届出は、請負業者側で作成・提出（手数料含む）するものとする。

(3) 設置するプレハブに必要な消火器は、請負者において所要数を準備するものとする。

(4) 設置するプレハブは、事前に建物詳細図等を部隊担当者に提出し、承認を得るものとする。

(5) その他不明な点は、部隊担当者と調整するものとする。

#### 8 提出書類

(1) 工 程 表 2部（契約後速やかに）

(2) 着 手 届 2部（着手当日）

(3) 完 了 届 2部（完了当日）

(4) 打ち合わせ簿 1部（その都度）

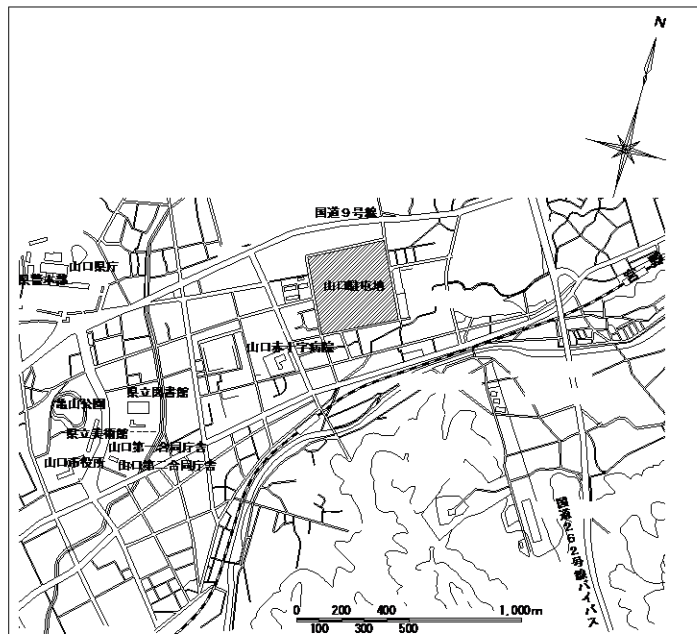
(5) 写 真 1部（完了後速やかに）

(6) その他指示された書類 指示された部数

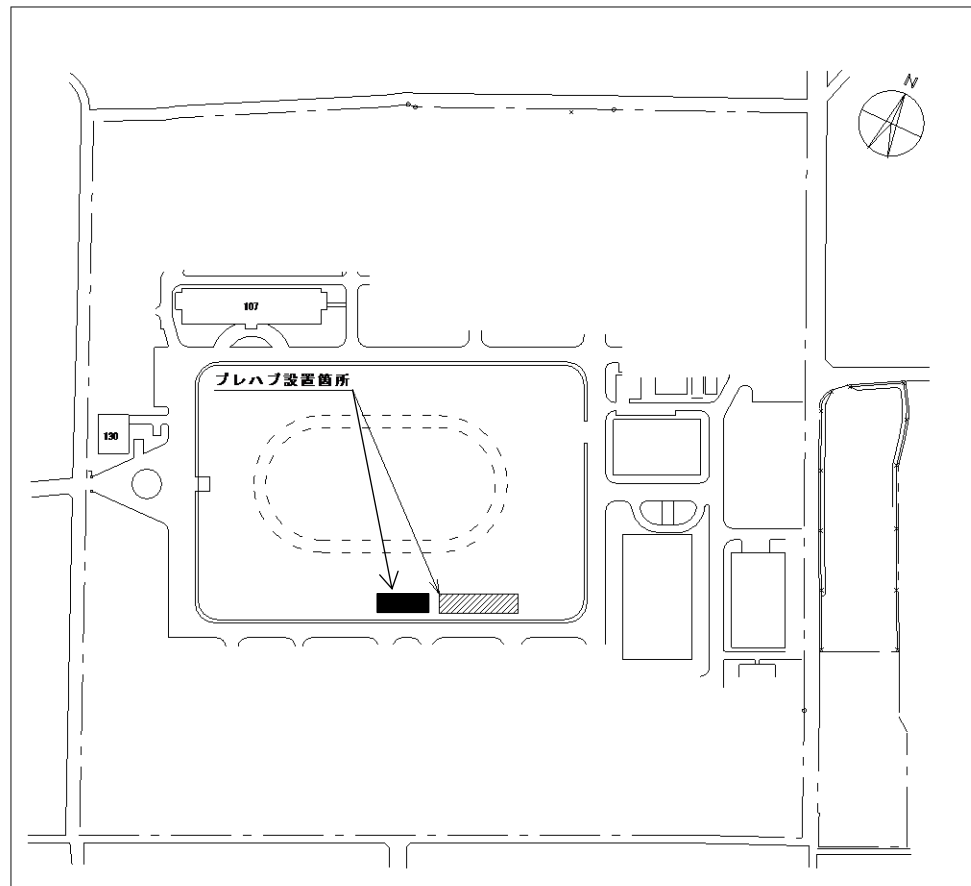
#### 9 完了検査

本役務は検査官の検査合格をもって完了とする。手直しが生じた場合は、手直し完了後検査官の再検査を受け、検査合格をもって完了とする。

役務件名	プレハブレントル		
図面名称	仕様書	図面番号	2 / 6
所 属	陸上自衛隊山口駐屯地	作成年月日	7. 9. 22



案内図 S : 1 / 200, 000



配置図 S : 1 / 2, 500

工事件名	プレハブレントル	図面番号	3 / 6
図面名称	案内図・配置図	作成年月日	7.9.22
所 属	陸上自衛隊山口駐屯地		

# 仮設教場平面図

35,000 (基準)

5,600 (基準)

196m<sup>2</sup> (基準)

出入口

出入口

出入口

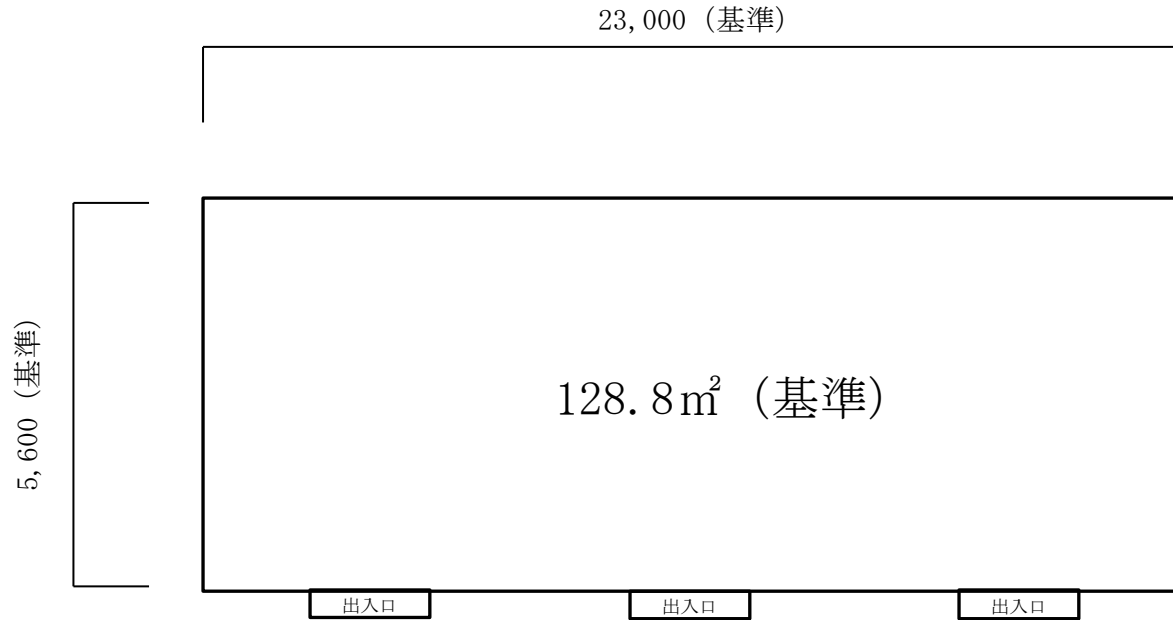
出入口

プレハブ基準平面図 S : 1 / X

出入口について出入りを容易にするためコンクリート製のステップを作成

工事件名	プレハブレントル		
図面名称	プレハブ基準平面図	図面番号	4 / 6
所 属	陸上自衛隊山口駐屯地	作成年月日	7.9.22

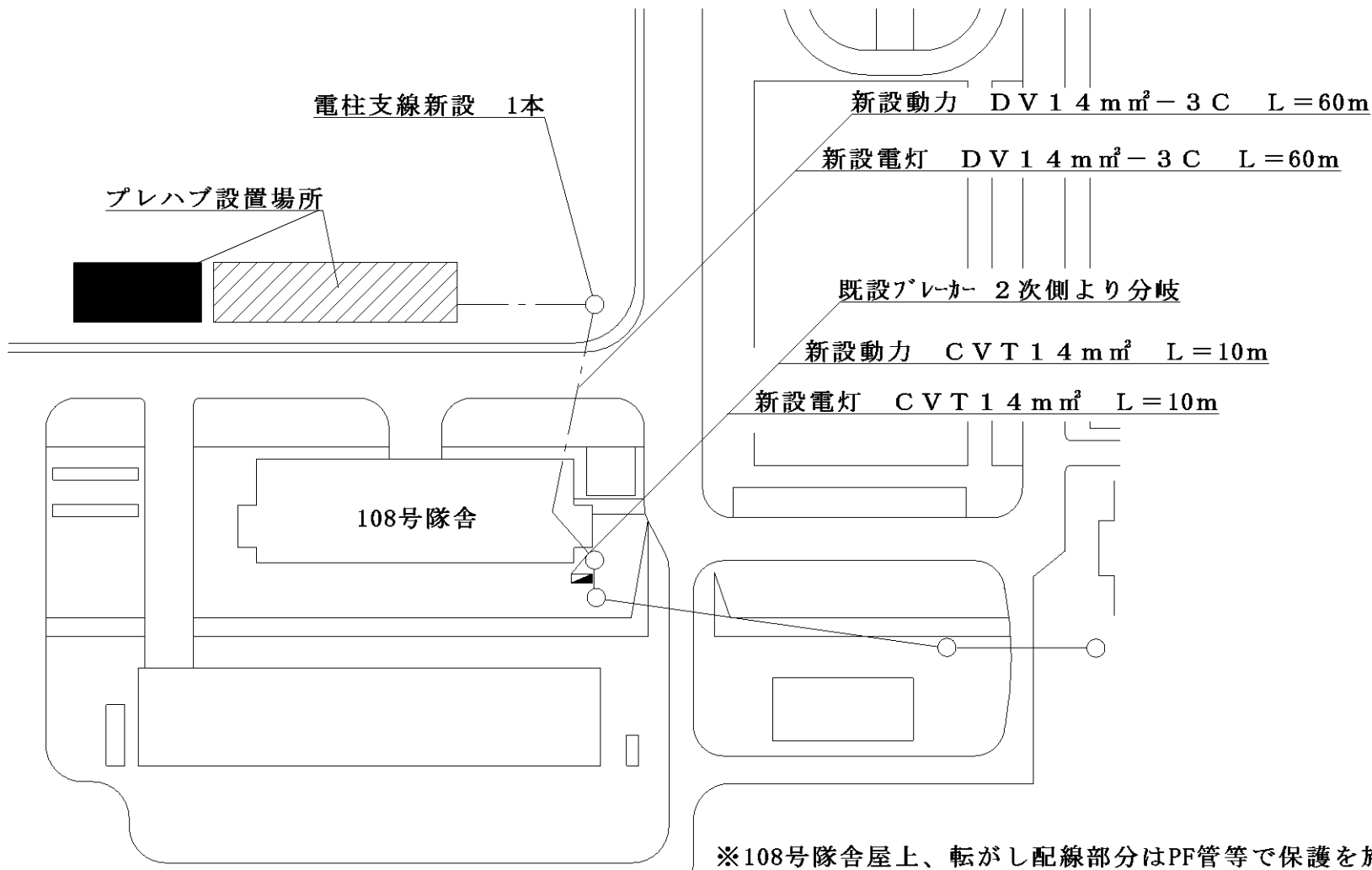
# 仮設事務所平面図



出入口について出入りを容易にするためコンクリート製のステップを作成

プレハブ基準平面図 S : 1 / X

工事件名	プレハブレントル		
図面名称	プレハブ基準平面図	図面番号	5 / 6
所 属	陸上自衛隊山口駐屯地	作成年月日	7.9.22



駐屯地構内電気配線標準図 S = 1/1, 000

工事件名	プレハブレンタル		
図面名称	駐屯地構内電気配線標準図	図面番号	6 / 6
所 属	陸上自衛隊山口駐屯地	作成年月日	7.9.22



## 内訳書(入札書)

項目	単位	数量	単価	金額	年度区分
行政手続費用 (建築確認申請書)	式	1			令和7年度
設置費用	式	1			
(プレハブ建物)				( )	
(基礎工事)				( )	
(電気設備)				( )	
(機械設備)				( )	
レンタル費用 (3/14~3/31)	月	1			
			小計		
レンタル費用	式				令和8年度
(4/1~9/25)	月			( )	
撤去費 (期間:9/26~10/10)	式				
			小計		
総合計(税抜)					



## 内訳書(市場価格調査書)

項目	単位	数量	単価	金額	年度区分
行政手続費用 (建築確認申請書)	式	1			令和7年度
設置費用	式	1			
(プレハブ建物)				( )	
(基礎工事)				( )	
(電気設備)				( )	
(機械設備)				( )	
レンタル費用 (3/14~3/31)	月	1			
			小計		
レンタル費用	式				令和8年度
(4/1~9/25)	月				
撤去費 (期間:9/26~10/10)	式			( )	
			小計		
総合計(税抜)					